

# 令和4年第7回玉名市農業委員会総会議事録

令和4年7月5日（火）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	岡田 正治
5番	坂本 正敏	6番	土田 健一	7番	田端 末雄	8番	本田多美子
9番	岡村 栄一	10番	澤村 哲志	11番	木村 昌治	12番	西本賢二郎
13番	中島 浩輔	14番	徳井 勝美	15番	境 浩之	17番	中山 一久
18番	田上 靖晃						

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

16番 高島 尚      19番 丸山 和則

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推3	田中 正通	推4	小山 包昭	推5	安田 謙二
推7	船津 和利	推8	上田 龍介	推9	平野 雅久	推10	嶋田 裕一
推11	柴尾 覚	推12	高本 昌揮	推13	宮永 義一	推14	東 直幸
推15	大家 泉	推16	園田 勝義	推17	永田 眞一	推18	後藤 雄一
推19	坂門 聡一						

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推2 梅田政次郎      推6 縄田 伊知郎

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	小山 博	次長	宮本真由美	係長	園木 俊範
主任	大原 三和	主任	柴尾いくみ		

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

## 議 題

- 第31号 農地の買受適格者証明願（耕作目的）について
- 第32号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第33号 事業計画変更承認申請(5条許可後)について
- 第34号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第35号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第36号 農用地利用集積計画の決定について
- 第37号 空き家に付随する農地の指定について

## 報 告

- 第18号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第19号 農地の形状変更届出について
- 第20号 許可不要転用届について

## 1. 開 会

○事務局長（小山 博君） それでは、ただいまから開会いたします。

本日は農業委員総数19名のうち16番、高島委員、19番、丸山委員から欠席の届出があっており、17名の御出席であります。

農地利用最適化推進委員19名のうち、2番、梅田推進委員、6番、縄田推進委員より欠席の届出、推進委員12番、高本推進委員が、今こちらにもうそろそろ到着されるということで、現在遅れの届出があっておりますので、現時点で16名の御出席であります。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和4年第7回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） それでは、まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） それでは皆さん、こんにちは。

本日は総会ということで、台風4号は過ぎましたけれども、足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。

台風のほうもあまり影響はなかったのかなと思いますけれども、少しは水不足の解消につながったのかな、ということでよかったのかなと思っています。

それから、梅雨も明けてしまいまして、6月も本当に暑い日が続いています。本当に最近の気候変動は本当に激しいと思います。梅雨明けしたんですけどあとから大雨がこないかなあという、去年の例もありましたのでちょっと心配にはなっていますけれども、本当に皆さん、この雨が過ぎるとまた暑い日が続くのかなと思います。今年は例年より、7月、8月で少し温度が高くなるというような予想もありますので、そのへんのところを十分気をつけて、農作業にはげんでいただきたいと思っています。

もう一つはコロナですけれども、落ち着くかなあと思ったらまた少しずつ増えていきますので、そのへんのところも十分気をつけていただきたいと思います。

それから、私たちに関係するもので、人・農地の関連法が5月にできたという、前回のとき申し上げたんですけども、今後、農業委員、推進委員のほうで、あとで少し説明がありますけれども、人・農地プランのまた話し合い活動が始まると思います。それから農業委員でそのような目標値ですか、それに関しても農業委員、推進委員の出席というのが今から多くなるというか、少しそのへんのところが変わ

ってくるのかなと思いますので、そのへんのところはまたよろしく申し上げます。

前回、6月20日に熊本県の農業会議の総会がありまして、そのときにも説明がありましたけれども、いろいろな説明の中で、最後に活動記録のほうを言われました。国の規制委員会のほうで、農業委員の活動があまりよく見えないと、というようなことが議論に上がっているのので、活動記録を少し記載して書いてくださいと。証拠としてそういうことを取っといてくださいというようには何回となく言われました。

そういう中で、普通はこういう皆さんに報告してもらうのがこういう総会だったり、現地に行って調査したり、また電話で相談を受けたりとか、また研修会に行ったりとか、そういうことは皆さん活動記録のほうにあげていただくと思うんですけども、このあいだ説明を受けたのは、要するに自分の圃場に行く途中に農地を見回ってくれて、今週はこういう道で行く、来週は違う道で圃場に行くとか、そういう中で、それは1回ずつカウントになりますよとか、道端で人に会ったら、ちょっと話をしたら、その中でちょっと農業の話をする、後継者がなんとかという話が出たら、それは活動の一環になるので、そういう活動もあげてくださいというような話がありましたので、活動記録もじゃんじゃん書いて出してくださいという話がありましたので、少し業務がそういうことで増えるかもしれませんが、そのへんのところはまたよろしくお願ひしたいと思います。

今、玉名市の農業委員会はこういう、今は農業会議所のこういう横書きのやつを使っているんですけども、今度新しく個別の表みたいなのがちょっと国のほうから示されているんですけども、今年はこれでいこうと思っています。ですから、活動記録の様子をかなり埋めていただくような報告をよろしくお願ひしたいと思います。

そういうお願ひをしまして、議案のほうに入りたいと思います。

よろしくお願ひします。

-----○-----

### 3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは早速、議事のほうに入りたいと思います。

本日は、第31号から37号までの68件の議案審議です。第18号から20号までの27件の報告があります。

皆様方の慎重なる御審議をよろしくお願ひいたします。

本日の議事録署名は、委員番号8番の本田多美子委員、9番の岡村栄一委員にお願ひいたします。

なお、発言の際は、委員番号、氏名を述べた上で発言を行いますようよろしくお

願いいたします。

併せまして、採決の際は、議決権のあります農業委員のみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

#### 4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、はじめに、議第31号農地の買受適格証明願（耕作目的）についてを議題といたします。件数は1件です。

買受適格証明願とは、競売や公売に出された農地の購入希望者が、入札に必須とされている買受適格証明書の発行を農業委員会に求める願い出のことです。

今回の審議では、農地法第3条の付帯決議が求められておりまして、この証明願をもって農地法第3条許可申請に係る審議も兼ねることになります。

流れといたしましては、買受適格証明書の交付を受けた願出人が、競落後に農地法第3条の許可申請をした場合、改めて農業委員会総会での審議はせずに、今回の審議意見を付して許可をするということになりますので、よろしく申し上げます。

それでは、事務局より説明をします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。1ページをお願いいたします。

議第31号、1番、大浜町の申請人で、競売物件が大浜町の田2,460㎡、入札日は、令和4年8月30日から9月6日までで、同年9月12日に開札が行われます。

付帯決議といたしまして、1ページの下段に記載ありますが、買受適格証明の交付を受けた者が、最高価買受申込者となり、第3条許可申請が出された場合は、この審議をもって意見を付して許可するものであります。

以上でございます。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、委員の説明をお願いいたします。

1番をお願いします。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。1番の案件について御説明します。

所有者の債務不履行により債権者が裁判所に申立て、裁判所が強制競売を開始した農地について、願出人が入札に参加するため、買受適格証明を願い出たもので、願出人の下限面積も要件も満たすため、何ら問題なく許可相当だと思います。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

ただいま、委員の説明が終わりましたが、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(下川 安君) 御意見、御質問がなければ採決のほうに移りたいと思います。

議第31号、農地の買受適格証明願(耕作目的)について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第31号については、承認することに決定いたしました。

続きまして、議第32号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。申請件数は15件です。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長(小山 博君) 事務局、小山です。議案2ページをお願いいたします。

議第32号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和4年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、滑石の申請人で、滑石の田1,890㎡を労力不足と規模拡大のため賃貸借契約を設定するものです。

2番、滑石の申請人で、滑石の田424㎡を親戚への贈与と規模拡大のため贈与するものです。

3番、滑石の申請人で、滑石の畑1,011㎡を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

3ページをお願いいたします。

4番、築地と滑石の申請人で、滑石の田274㎡を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

5番、横田の申請人で、伊倉北方の畑15㎡外23筆、計36,753㎡を生前一括贈与するものです。報告第18号18番から23番と関連しております。

4ページをお願いいたします。

6番、東京都八王子市と安楽寺の申請人で、安楽寺の田422㎡を相手方の要望のため贈与するものです。報告第18号2番と関連しております。

7番、月田の申請人で、月田の樹園地3,001㎡を相手方の要望と規模拡大のため賃貸借契約を設定するものです。

8番、大浜町と月田の申請人で、月田の田605㎡を相手方の要望と規模拡大のため売買するものです。

9番、三ツ川と福岡県大牟田市の申請人で、三ツ川の田1,860㎡を高齢によることと規模拡大のために売買するものです。

5 ページをお願いいたします。

10 番、岱明町の申請人で、岱明町大野下の田 1,024 m<sup>2</sup>外 6 筆、計 3,652 m<sup>2</sup>を労力不足と規模拡大のため贈与するものです。

11 番、岱明町の申請人で、岱明町高道の田 984 m<sup>2</sup>を労力不足と利用権設定から移行のため賃貸借契約を設定するものです。

12 番、松木と横島町の申請人で、横島町横島の田 512 m<sup>2</sup>を労力不足と相手方の要望のため親戚へ贈与するものです。

13 番、松木と横島町の申請人で、横島町横島の畑 452 m<sup>2</sup>を労力不足と相手方の要望のため親戚へ贈与するものです。

14 番、天水町の申請人で、天水町部田見の畑 316 m<sup>2</sup>を農業者年金受給のため使用貸借権を設定するものです。

6 ページをお願いいたします。

15 番、天水町の申請人で、天水町小天の樹園地 464 m<sup>2</sup>外 29 筆、計 18,575 m<sup>2</sup>を経営移譲による農業者年金受給のため使用貸借権を設定するものです。報告第 18 号 7 番と関連しております。

以上 15 件、合計 70,731 m<sup>2</sup>につきまして、農地法第 3 条第 1 項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

去る 6 月 30 日及び 7 月 1 日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号 1 番から順に委員の説明をお願いいたします。

それから、連続して説明される場合は続けてお願いいたします。

それでは、1 番から 4 番までが同じ委員だと思いますので、よろしく申し上げます。

○4 番（岡田正治君） 農業委員 4 番、岡田です。1 番の案件について説明いたします。

労働力不足の貸人から規模拡大する借人に 5 年契約で賃貸借権を設定するものです。下限面積もクリアしており、何ら問題ないかと思われま。

続きまして、2 番の案件について説明いたします。

こちら労働力不足のため、規模拡大する農業者のいここに贈与するものです。こちらさつきと同様、何ら問題ないかと思われま。

続きまして、3 番の案件について説明いたします。

譲渡人は高齢で労働力不足のため、もともと耕作していた譲受人へ贈与するもの

です。こちらも下限面積をクリアしており、何ら問題ないかと思われま

す。4番の案件について説明いたします。

こちらも労働力不足の譲渡人から、農業者で申請地に隣接する農地を所有する譲受人へ贈与するものです。こちらも下限面積をクリアしており、何ら問題ないかと思

います。以上4件、御審議のほどよろしくお願

いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いいたします。

○7番（田端末雄君） 農業委員7番、田端です。5番の案件について説明します。申請人は現在家族経営をやっており、農業の後継者にあたる息子です。親から水田約1町6反、畑約2町を生前一括贈与で譲り受けるものです。経営継承するもので何の問題はないと思

いますが、審議のほどよろしくお願

いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 6番の案件について説明いたします。推進委員番号1番、水本

です。譲渡人は遠方のため管理ができず、今まで譲受人の父が耕作しておりましたけれども、同じ経営体の子に譲渡人は贈与という形で、また、譲受人は相手方の要望と

いうことで、下限面積も満たしており、何ら問題ないと思

います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番、8番につきましては同じ委員ですのでよろしくお願

いいたします。

○推8番（上田龍介君） 推進委員番号8番、上田です。7番と8番の件について御説明いたします。7番につきましては、もともと桑畑だったところを現在果樹園となっておりまして、賃借人の規模拡大という要望によりまして、3年間の賃貸契約を設定するという

ことでございます。

それから、8番につきましては、譲受人の水田の隣の水田でありまして、これも規模拡大ということで購入される予定でございます。5反の要件もクリアしておりますので、何ら問題ないと思

います。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、9番をお願いいたします。

○推9番（平野雅久君） 推進委員9番の平野です。

譲渡人はですね、110歳という超高齢でありまして、それを譲り受ける譲受人

は、4月にですね、新規就農の審査会で承認をしております。今、大牟田市のほうでニンニクとか里いもを耕作されていると。そのほかにも玉名市内のホテル等を経営されており、今後規模拡大を図っていきたいという本人さんの話があります。下限面積もクリアしておりますので、別に問題はないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、10番をお願いいたします。

○12番（西本賢二郎君） 農業委員12番、西本です。10番の案件について説明いたします。

申請地は大野校区、大野下地区の7筆です。譲渡人は労力不足のため、申請地近隣に農地を所有する農業者で、規模拡大する譲受人への贈与です。なお、譲受人と譲渡人は近隣で同級生ということもあり、日頃話し合ったということでした。

譲受人は下限面積も満たしており、特に問題ないと思います。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、11番をお願いいたします。

○13番（中島浩輔君） 農業委員13番、中島です。11番の案件について説明いたします。

同じ高道校区内で賃貸借の申請になっております。先月まで利用権設定をされていましたが、先月で期限が切れ、今度は3条のほうで10年間の契約です。問題ないものと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、12番、13番は同じ委員、ではよろしくをお願いします。

○2番（高田優子君） 農業委員2番、高田です。12番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望で、これは親戚への贈与となります。

5反要件も満たしており、許可相当と思います。

続いて13番の案件について説明いたします。

これも同様で、譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望でございます。5反要件も満たしておりますので、許可相当と思います。御審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、14番をお願いいたします。

○推17番（永田眞一君） 推進委員17番、永田です。14番の件について説明いた



します。

使用貸人、使用借人は親子関係で、農業者年金受給のため、下限面積も満たしており、何ら問題はなく許可相当と思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、15番をお願いいたします。

○推19番（坂門聡一君） 推進委員19番の坂門です。15番の案件の説明をいたします。

使用貸人と使用借人の関係ですが、経営移譲による農業者年金受給のための使用貸借でございます。令和4年から令和14年までの10年間となっております。何ら問題ないと思います。許可をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

ただいま委員の説明が終わりましたが、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決のほうに移りたいと思います。

議第32号農地法第3条の規定による許可申請15件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第32号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第33号農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。件数は1件です。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。7ページをお願いいたします。

議第33号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。令和4年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が築地の現況介在田318㎡で、転用目的は個人住宅で、備考欄に記載してある理由により計画変更するものです。議第35号1番と関連しております。

以上1件、318㎡を御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、委員の説明をお願いいたします。

1番についてよろしく申し上げます。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。

申請人は、当初計画者は義父母と同居していたが、仕事と家事の両立面で義父母との関係が悪化したため、別居を考え個人住宅を計画したものの、義父母に許してもらえず、時間がたち計画を断念することとなった。現在は熊本市内で娘が建てた家に同居しており、計画遂行の意向はないためです。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

事業計画変更承認について、委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

○13番（中島浩輔君） 農業委員13番、中島です。

申請人の方が変わられたけど、個人住宅ということで、内容的にはどういうものか、そのへんがちょっと見えてこないように感じましたけど、はい、わかりました。

○3番（村上孝夫君） これは当初の計画で建てられなくなった人があって、次に建てられる方にもう土地を譲られているみたいな感じです。だから新しく家は個人住宅は建ちます。

○13番（中島浩輔君） 農業委員の13番、中島です。わかりました。

○議長（下川 安君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決のほうに移ります。

議第33号農地転用許可後の事業計画変更承認申請、1件ですけれども、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第33号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第34号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は3件です。

この34号には、受付番号1番と3番につきましては、始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。先ほど差し替えをさせていただきました差し替え後の議案8ページをお願いします。

議第34号農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和4年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が津留の畑、現況宅地104㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。報告第18号9番及び13番と関連しております。

2番、申請物件が岱明町浜田の畑99㎡外1筆、計202㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

3番、申請物件が横島町横島の田、現況雑種地503㎡で、転用目的は農家住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、住宅であり、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。

以上3件、合計809㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る6月30日及び7月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、それでは、受付番号1番の始末書を事務局担当者が読み上げます。

○事務局次長（宮本真由美君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、ただいま受付番号1番の始末書が読み上げられましたので、受付番号1番から2番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

1番をお願いいたします。

○推7番（船津和利君） 1番の案件について説明します。推進委員7番、船津です。

この今、始末書のとおりですけれども、畑の地目に対して家が建っている状況ですので、土地の選定理由につきましては、申請人の所有地の近くにあつて、県道302号線玉名広域農道及び国道208号線のアクセスが容易な場所であり、一方、山や川にも近く、緑豊かな平静な場所であります。申請人の兄が転居を検討していたところ、上記のような場所であることから、住居を構えることをしたいと考え、当人と申請人が協議の上、申請したということです。転用面積は104㎡で、家の施設面積は65.88㎡です。

給排水につきましては、市の上水道を利用するということで、雨水の処理方法については、家屋雨水については、雨水枿をとおして敷地に排出します。雨水については東側、南側の側溝を設け、隣接する道路の排水溝に排出します。生活雑排水の処理方法につきましては、敷地内側溝をへて隣接する道路の排水溝に排出します。

なお、現状生活の本拠地として利用しておらず、生じる生活雑排水は一般的家庭と比べると極少量であると考えます。汚水の処理方法は汲み取り式ということです。被害防除計画につきましては、井戸造成を行って、高低差を大きく東、西、南側の三方は石積みの擁壁を設置します。北側は申請地南側に緩やかな勾配を設けることで土砂等の流出を防止します。近くの農地への被害防除策につきましては、特に影響はないものと考え、特段の策は講じませんが、必要に応じて適切に対応します。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いいたします。

○13番（中島浩輔君） 農業委員13番、中島です。2番の案件について説明いたします。

目的は来客用の駐車場及び通路、また進入路であります。ここは住宅と北側に市道がありますけど、市道と住宅と申請地が同じ高さのため地盛りもありません。給水も排水等も必要ありません。雨水については自然浸透です。

現地調査の結果、問題はないものと思いました。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

それでは、受付番号3番につきましては、これも始末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○事務局次長（宮本真由美君） — 3番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、ただいま受付番号3番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をお願いいたします。

3番のほうをよろしく願います。

○15番（境 浩之君） 農業委員15番の境です。3番の案件について説明いたします。

申請農地は、横島支所より南へ2キロの地点で、神社の隣になります。申請人は現在、実家の敷地内の離れに仮住まいで、主に芋類中心の生産から施設園芸への事業拡大、また家族が増えることもあり、建築面積87.57㎡の木造2階建ての農家住宅の建設を計画しているものです。申請地の周辺は、西、南側は道路、東側は水路、北側には神社があります。転用面積は503㎡です。

申請地は平坦であり、造成は行わない。給排水については、給水は井戸を新設、生活雑排水は市の公共下水道に接続する。雨水については地下の自然浸透及び東側水路へ放流するということです。地元の土地改良区の下承も得ているということです。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任を持って対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題はないと思っておりますので、審議のほどよろしく

お願いします。

○議長（下川 安君） はいありがとうございました。

4条申請につきまして、委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。ちょっと勉強不足のため教えていただきたいのですが、農家住宅と個人住宅の違いはどのような感じか、そのへんを教えてください。

○事務局次長（宮本真由美君） 事務局、宮本です。個人住宅といいますのは、農家さんじゃない方が自分の住まいを建てるということで、面積的には、熊本県ではおおむね500㎡ということになっております。このおおむねといいますのが、1割増し程度は認めましょうということで、一番最大で550㎡という運用をしております。

農家住宅といいますのは、農家さんの場合は農機具がどうしてもありますので、軽トラックですとかトラクターですとかの収納場所が必要になりますので、自宅の居宅部分と倉庫部分、農業用倉庫として建てるということで、1,000㎡を基本として、おおむね1,000㎡ですので、一番最大で1,100㎡までの転用が可能ということで運用しております。

○5番（坂本正敏君） ただ住居だけ建てる場合は個人住宅でしょう。そのへんがわからんとですよ。

○事務局次長（宮本真由美君） 農家住宅といって申請をしてあって、実は自分の居宅部分しか建てていませんでしたということが今までもあったらしいです。そういうときは現地を確認して、ちゃんと倉庫を建ててくださいと言っております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（下川 安君） ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決のほうに移りたいと思います。

議第34号農地法第4条の規定による許可申請3件ですけれども、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第34号につきましては、許可をすることに決定いたしました。

次に、議第35号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は12件です。

議第35号には、受付番号4番と12番につきまして始末書の添付がありますの

で、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。9ページをお願いいたします。

議第35号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和4年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が現況介在田318㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。議第33号1番と関連しております。

2番、申請物件が築地の畑1,444㎡で、転用目的は共同住宅4棟です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が山田の田494㎡外1筆、計744㎡で、転用目的は貸福祉施設、障がい者グループホームです。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10ページをお願いします。先ほど差し替えいたしました議案の10ページになります。

4番、申請物件が宮原の畑、現況宅地7.25㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2以上の公共施設等が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。報告第18号17番と関連しております。

5番、申請物件が安楽寺の畑47㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が岱明町野口の畑300㎡で、転用目的は資材置場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

7番、申請物件が岱明町浜田の畑547㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8番、申請物件が岱明町山下の現況田473.54㎡外1筆、計488.54㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

11ページをお願いいたします。

9番、申請物件が岱明町山下の畑91㎡で、転用目的は農道です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

10番、申請物件が岱明町鍋の畑195㎡外1筆、計512㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

11番、申請物件が天水町小天の畑292㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね300m以内に駅、インターチェンジ、市役所等が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。報告第18号6番と関連しております。

12番、申請物件が天水町小天の田、現況雑種地647㎡外2筆、計1,706㎡で、転用目的は資材置場及び駐車場です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地周辺の地域において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設であり、集落に接続して設置するものとして、例外的に許可は可能となっております。

以上12件、合計6496.79㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る6月30日及び7月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。

4番に始末書が出ていますので、まずは受付番号1番から3番まで順に委員の説明をお願いいたします。

それでは、1、2番は同じ委員と思われまますのでよろしく申し上げます。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。1番の案件について説明します。

申請地は保育園からすぐそばにあります。転用面積は318㎡、個人住宅1棟、給水、上水道を利用、生活排水、公共下水道に接続、雨水、道路側溝に排水、隣接地に被害が発生した場合、申請人の法的責任で対処するとのことでした。

調査した結果、問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、2番の案件について説明します。

申請地はカラオケボックスからすぐ隣にあります。転用面積は1,444㎡、共同住宅4棟です。給排水計画は、上水道、南側公道の本管より引き込み、生活雑排水、汚水は南側公道下水道側へ放流、雨水、地下浸透もしくは道路側溝へ放流、周辺土地に土砂が流出した場合、申請人が対応するとのことでした。

調査をした結果、問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番をお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。3番の案件について御説明します。

場所は糠峯団地南西300mぐらいです。事業目的は貸福祉施設の建設、事業面積は744㎡、木造2階建て、建設面積は280.16㎡、駐車スペース、売店スペースが239.84㎡、庭その他をもって224㎡、給排水計画は、給水は市上下水道より給水、生活雑排水、汚水は北側市下水道に接続排水、雨水は自然浸透により処理し、処理しきれない分に関しては雨水浸透柵により濾過の上、北側市道側溝に排水、被害防除計画、西側はL型擁壁で土留めを行い、南側はブロックで土留めを行う。現在の高さで整地を行う。造成後は隣接地への土砂の流出がないように施工します。被害が生じた場合は、転用者が自己責任において補償するとともに、万全の防除策を講じます。

現地調査の結果、許可相当と判断します。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号4番には始末書が出ていますので、事務局のほうで読み上げます。お願いします。

○事務局次長（宮本真由美君） — 4番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま4番の始末書が読み上げられましたので、受付番号4番から11番まで委員の説明をよろしく願いいたします。

それでは、4番をお願いいたします。

○7番（田端末雄君） 農業委員7番、田端です。4番の案件について説明します。

申請農地は第3種農地で、申請人の義理の兄の畑です。南側に隣接して申請人の自宅が建っております。西側は道路です。現在、畑の進入路と自宅の進入路を共用しておりますが、平成8年に西側道路との高低差があるために進入路にはコンクリート舗装をしております。申請人は、今後将来のことを考え、身内間のトラブル等がないように正式に進入路7.25㎡を分筆し、許可申請するものです。給水はなし、雨水は進入路の高低差を利用して西側道路の側溝に流すようにしております。

特に問題はないと思いますが、審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いいたします。

○推7番（船津和利君） 推進委員番号7番、船津です。5番の案件について説明いたします。

この土地につきましては、20年以上にわたり口約束で他人の土地を家庭菜園として使用しており、今回、所有者との協議を行い、所有権移転登録までをすること



にしたということで、利用の目的及び必要性につきましては、宅地拡張を目的とする家庭菜園としての使用を継続する。事業計画概要につきましては、全て47㎡を全部家庭菜園を維持する。排水路が逆勾配なので簡易型U字溝を配置、給排水計画はありません。雨水は自然浸透、路面流水による道路側に排水と、被害防除計画については、簡易型U字溝の再設置を行い、雨水溜まりをなくす。近隣の農地の被害防除につきましては、特に日照、通風、耕作等の影響はないと。隣の所有者との協議を行い、境界線にブロックを接いで、万一被害がでたときは譲受人が責任を持って対応するという事です。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いいたします。

○推11番（柴尾 覚君） 推進委員11番、柴尾です。6番の案件について説明します。

申請人は個人で建築業を営んでいます。資材置場を確保するために自宅隣の空き地を購入、場所は公民館から東へ70mのところ。周りは住宅地に囲まれた第3種農地です。外周工事を先に行い、周辺に土砂流出などが起きないように地盛りをし、影響が出た際は関係者と速やかに協議を行い、対処するという事でした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をお願いいたします。

○13番（中島浩輔君） 農業委員13番、中島です。7番の案件について説明いたします。

使用貸人と借人は親子関係です。目的は個人住宅です。場所は岱明中学校より南のほうへ約200mほど行ったところです。ここは先ほど4条の2番と関連しています所有者の住宅の南側になります。進入路と同じ高さにくこの畑30cmほど地盛りをして、南側、そのまた地盛りした隣の隣接地が畑で、そこに2段のブロックを設置されるそうです。東側と西側は住宅です。北側は進入路を含む親の住宅があります。給水は北側の公共上水道を利用し、生活雑排水、汚水も市の公共下水道を利用されます。雨水については雨水枡を設置し、オーバー分は北側の市道の側溝に流入する予定だそうです。

現地調査の結果、問題ないものと思われました。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） 続きまして、8番をお願いいたします。

○推12番（高本昌揮君） 推進委員番号12番、高本です。8番の案件について御説

明いたします。

目的は個人住宅です。申請地は岱明支所より南西に500mほど行った住宅地の中にある畑です。北側には住宅、東側は道路になります。もともと宅地で取得しているために盛土はしないそうです。この土地の一部に持ち主不明の山林がありますが、その両側を進入路にするそうです。敷地の境界に南側と西側に必要最小限のブロック擁壁で囲み、土砂の流出を防ぐそうです。万が一被害が発生した場合には責任を持って対応されるそうです。給水は市の公共上下水道を利用、排水、雨水については敷地内に雨水用枡を設置し、上水を道路側側溝へ流入し、生活排水、汚水については公共下水道に流入します。

調査の結果、許可相当と思われますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、9番をお願いいたします。

○13番（中島浩輔君） 農業委員13番、中島です。9番の案件について説明いたします。

目的は農道です。申請者の畑が中畑の状況になっており、トラクター等の機械の進入路として譲り受ける形で申請されております。50cmほどの段差がありますけど、一部ありますけど、緩やかな傾斜をつけながら使用されるそうです。崩れないようにバラスを打ったり調整されるそうです。隣接地の四方とも畑になっております。給水は生活雑排水、汚水は発生しません。雨水については自然浸透だそうです。

現地調査の結果、問題ないものと思われました。審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、10番をお願いいたします。

○14番（徳井勝美君） 14番農業委員、徳井です。10番の案件について説明します。

転用の目的は個人住宅です。玉名市岱明町鍋、畑405㎡のうち195㎡です。岱明町鍋、畑507㎡のうち317㎡です。これは建築面積のほうです。建物は専用住宅で、木造平屋建て、建築面積は118.25㎡です。給排水計画、給水は市の上水道を使います。生活雑排水は市の下水道により排水されます。雨水については自然浸透とし、雨水は既存の道路側溝に接続して排水されます。排水にあたっては十分注意をいたしますが、万が一問題が生じた場合には責任を持って解決いたしますとのことです。被害防除計画、申請地の集落内に所在する農地で、隣接の北側農地は1.3mから3.5ほど高く、西側の譲渡人所有農地は2.2mほど高く、南

側の農地は0.8m低く、東側は市道となっております。転用することで隣接農地の所有者より事前に同意を得ており、隣接地域の農地に特に被害を及ぼすことはないと思います。近隣農地への被害が発生した場合には、責任を持って対処することです。

現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。よろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、11番をお願いいたします。

○推18番（後藤雄一君） 推進委員18番、後藤です。11番の案件について説明します。

申請地は天水支所から280mのところにある場所です。申請人は使用貸人の孫にあたります。申請人は玉名市内にアパート住まいで、今後子どもが生まれ、それを加味すると子どもが成長につれて手狭になると考え、祖父の近くでなにかと便利であり、祖父から借りて建てるということです。軽量鉄骨の平屋で、隣の家にも迷惑はかからず、給水についてはボーリングをしてポンプで上げる。雨水については南側の側溝に流し、汚水、排水については浄化槽で処理します。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

それでは、次の受付番号12番には始末書が出ておりますので、事務局のほうで読み上げます。

○事務局次長（宮本真由美君） — 12番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、12番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくお願ひします。

○推19番（坂門聡一君） 推進委員19番の坂門です。12番の案件の説明をいたします。

本件の譲渡人から譲受人への譲渡ですけれども、3筆、合計1,706㎡の現状は畑なんです。施設設備をやっている譲受人が、駐車場及び資材置場を新設するための場所を探していたところ、本件の土地が購入できるということで、事業を行いました。事業概要ですが、今申しましたように資材置場と駐車場として整備することです。現地は給排水の計画はありません。雨水については本件の土地から土砂等の流出がないように気をつけて、道路側側溝へ放流する予定です。被害防除計画については、もし被害が発生した場合は、譲受人が責任を持って対処することとなっております。また完成後の被害防除策ですが、何事かあった場合には当然ながら譲受人が責任を持って対処することです。6月30日の現地での調査も農

業委員、推進委員立ち会いのもと説明を受けましたが、何ら問題ないものと認識しております。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

ただいま農地法第5条の規定による許可申請について、12議案について委員の説明が終わりました。皆さんのほうから、委員のほうから何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

○8番（本田多美子君） 8番農業委員、本田です。始末書が今回もたくさん読まれているんですが、その件についてお尋ねします。

始末書は大体司法書士みたいな方々に頼まれることが多いと思うんですが、本人が書いて出されるということもありますか。

○事務局次長（宮本真由美君） 申請は大体行政書士を通してのことが多く、本人申請の場合には、始末書案件のものがほとんどないんですけれども、今回の4条の1件は、外国人の研修生の受け入れで事前にやり取りがあったために始末書が付きましてけれども、通常は行政書士が申請されますので、行政書士とお話をされて作成して出されます。

○8番（本田多美子君） はい、わかりました。以上でございます。

○議長（下川 安君） ほかに。はい、どうぞ。

○6番（土田健一君） 農業委員6番の土田です。ちょっと教えていただきたいんですけれども、地目の田の場合の第1種農地からの転用についてはですね、そこの方は可能なかどうかという判断基準は大方わかるんですけれども、畑の場合の転用の基準というのも恐らく基本は一緒だろうと思うんですけど、例えば、この12番の場合の第1種農地の畑ですよ、こういう場合のとらえ方というのかな、この辺の状況がちょっと見えないもんですから、そのへんはここに転用の届けが出しているということは、当然それになる可能性が十分あるから出しているだろうと思うんですけどね、そのへんについてちょっと教えていただいてもいいですか。

○事務局次長（宮本真由美君） 事務局の宮本です。ただここはですね、水路と農耕者が通るような道路を隔てたら、すぐその隣からは、農振農用地になります。なりませぬけれども、たまたま道路と水路を境にして、農振農用地からは外れているところです。その場合、第1種農地にはなるんですけれども、農振地に引っついて農地の拡がりがありますから第1種農地になるんですけれども、この集落に事業者が住んでいて、生活する上で必要な事業の場所を探す場合に、自分の事業のための場所を例えば資材置場ですとか、代替地検討をまずしていただきます。ここは1種農地ですので、1種農地ではないところ、2種農地、3種農地のところから代替地検討を

いくつかしていただいて、どうしてもないときに、ここは自分が持っていないところだけど売ってもらえるところだということなのでここを選定して、ここが集落接続といえますか、農振から外れていて、なおかつ2辺は道路に面しておりますので、その角地になるんですね。そしてお家が何軒か建っていますので、集落接続で、その集落に住む人が日常生活上営む事業のための土地ということで、転用が可能なところになります。いくつもいろんなパターンで規制がありまして、そこをクリアした案件となります。

○6番（土田健一君） 農業委員6番の土田です。そうすると今の結局資材置場及び駐車場ですから、事業所は隣接しているんですか。要するに駐車場と資材置場になるところと、今の事業所との距離はどのくらいある。

○事務局次長（宮本真由美君） 隣接ではないですけど、「道路だけの問題ですか」と呼ぶ者あり）1つの集落の中に申請者の事業所があるということで、全然よその方が、ここに資材置場と駐車場をしたいとおっしゃってもそれはだめなんです。

○6番（土田健一君） 農業委員6番の土田です。事業所がその集落の中にあって、集落からちょっと離れてるけれどもその道路に面している、そういうひとつの市街地の延長という形ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（下川 安君） 事業所は集落の中にあって、そうして集落に隣接して転用するというのはオッケーということですよ。だから、田とか畑てありますけどそれは関係ないんですね、第1種農地は。畑だろうと広がりがあればもう第1種農地なんですね。

○6番（土田健一君） はい、わかりました。

○議長（下川 安君） ほかに何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。今の5番の案件でですね、差し替えのやつには、前のやつには宅地拡張と家庭菜園と書いてありますね。転用目的が、差し替えのやつには家庭菜園と書いてありますので、差し替えのほうが正しいんですかね。

○事務局次長（宮本真由美君） 事務局の宮本です。はい、差し替えのほうでお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 差し替えのほうでしたら、これ譲受人という人は下限面積とかなんかしなくていいんですか。

○事務局次長（宮本真由美君） この家庭菜園がですね、転用ということで農業とはみなされないものとなります。

○推1番（水本信之君） 家庭菜園はどのくらいまで作られるんですか。

○事務局次長（宮本真由美君） これは47㎡のままです。

○推1番（水本信之君） いやいやいや、最大で家庭菜園、例えば違う人が家庭菜園をしますというときにどのくらいまで広さは。

○事務局次長（宮本真由美君） その都度確認をいたします。ここはですね、20年ぐらい家庭菜園をされていたところですよ。それがとても広い平米ですよ、家庭菜園とは言えないので、ひょっとしたら農業になると思います。

○推1番（水本信之君） 家庭菜園はどこからの規模まで家庭菜園だろか。（「常識の範囲でしょうね」と呼ぶ者あり） だけん常識はどのくらいか。

○事務局次長（宮本真由美君） ちょっと確認をしておきます。

○推1番（水本信之君） 家庭菜園だったら農業者じゃなくても農地は買えるということですかね、広さはどのくらいかはちょっとわからんけれども。

○事務局次長（宮本真由美君） これは転用ですからですね、3条ではないので。（「だから畑から宅地になります」と呼ぶ者あり） 家庭菜園をされるんですけども、（「そうばってんこの人は譲り受けなっつてでしょう、結局は」と呼ぶ者あり） 転用だからですね、畑は畑ですけど家庭菜園という転用になるんです。（「だから農地としてなくなる。形は農地かもしれないけど」と呼ぶ者あり）（「地目は何になっつてですかね」と呼ぶ者あり）（「宅地になります」と呼ぶ者あり）（「宅地」と呼ぶ者あり） 宅地か雑種地かになると思います。畑ではなくなるということになります。

○推1番（水本信之君） はい、わかりました。

○議長（下川 安君） よろしいですかね。ほかに何かございましたら。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 皆さんのほうからほかになければ採決のほうに移ります。

議第35号農地法第5条の規定による許可申請12件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第35号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第36号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。件数は35件です。事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。12ページをお願いいたします。

議第36号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和4年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回13ページから14ページの総括表、15ページから17ページまでの集計

表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

今回、所有権移転が8件、19,782㎡、利用権設定が25件、85,205㎡、合計33件、104,987㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第1項の各要件を満たしているものと判断し御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移りたいと思います。

議第36号農用地利用集積計画の決定について、35件につきまして、原案どおり決定することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第36号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、議第37号空き家に付随する農地の指定についてを議題といたします。

申請件数1件です。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。18ページをお願いいたします。

議第37号空き家に付随する農地の指定について。農地法第3条第2項第5号に係る空き家に付随する農地指定申請について、別段の農地を設定し指定するものとする。令和4年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、築地の申請人で、滑石の田589㎡外1筆、計925㎡を空き家に付随する農地として売買するために、空き家に付随する農地としての指定を申請するものです。当該農地は、玉名市役所地域振興課所管の空き家バンクに登録されている空き家に付随している農地であり、今回の指定申請承諾承認をいただいたその後は、空き家に付随する農地として登録され、5反要件を満たしていないものでも取得が可能となる手順になるものでございます。

以上1件、925㎡につきまして、申請理由をもとに審査した結果、不都合のないものと判断し、御提案しております。去る6月30日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、委員の説明をよろしく願いします。

○4番（岡田正治君） 農業委員4番、岡田です。空き家に付随する農地について説明いたします。

6月30日、農業委員、推進委員で現地確認を行いました。申請物件は漁港より

北へ1kmの位置にあります。申請地は集落の中にある場所で、日照も良好で去年まで米を作っており、荒廃もなく、空き家の目の前に付随しており、地域の農家の効率的な、総合的な利用の確保に支障を来すことのないことを確認し、空き家に付随した農地として指定することに何ら問題もないものと思われま

す。皆さんの御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

ただいま、空き家に付随する農地について、委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御意見、御質問ありましたらよろしくお願

いいたします。

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移りたいと思います。

議第37号空き家に付随する農地の指定について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第37号につきまして、承認することに決定いたしました。

-----○-----

## 5. 報 告

○議長（下川 安君） 次に、報告に移ります。報告第18号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第19号農地の形状変更届について、報告第20号許可不要転用届について、この3件を事務局より続けて報告をいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。19ページをお願いいたします。

報告第18号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告いたします。令和4年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、19ページから26ページまでの25件、合計102,370㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、27ページをお願いします。

報告第19号農地の形状変更について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和4年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、536㎡の届出を受理しております。

続きまして、28ページをお願いいたします。

報告第20号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和4年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、1件、携帯電話無線基地局設置の理由により、許可不要転用届出を受理し



ております。

以上、報告を終わります。

○議長（下川 安君） はい、それでは報告が終わりました。

そういうことで、本日予定の議案審議、それから報告が終わりました。

-----○-----

## 6. その他

○議長（下川 安君） すみません、私のほうから1つ皆さんにお願いというか、御協力をお願いしたいと思います。

皆さんのほうにこういう表かなんかあると思います。全国農業新聞講読一覧というのがですね、ほかのところの農業委員会、45あるんですけど、こういう一覧表がこのあいだ資料として出てきました。その中で、玉名市のほうがですね、ワースト3の中に、パーセンテージにはですね、農業委員、それから農地利用最適化推進委員、合わせた数字なんですけど26.3%という数字です。ほとんど皆様ほかのところは100とかですね、55とか80とか90とかというところがあるんですけども、その中で玉名市が26.3だったので、ちょっとワースト3の中に入っているんで、ここで皆さんに御協力をいただければなということで、御提案というか、協力をお願いをしたいなということで出させていただきました。もしよかったら講読のほうをよろしくお願いしたいと思います。

○5番（坂本正敏君） この100という数字はですよ、これ強制的にとってもらいよってでしょう。

○議長（下川 安君） 多分ですね、そういうふうに多分就任のときをお願いしてあるのかなあというふうには思います。

○5番（坂本正敏君） 例えば、農業委員ていうとは農業新聞の推進ばせなんですけど、やっぱりそのへんな強制的でもよかと思います。なお、これ私の分もとっていますけど、私はですね、おやじの名前できよるけん、これは1つカウントしてよかですよ。

○8番（本田多美子君） すみません、農業新聞は、私、以前農業委員しよったときに、しゃんむりとらなんだったですよ、最初、昔は。だけんみんなとりよんなはって思いました。私は辞めてからもずっととっているんですけど、やっぱりよかです農業新聞は。安かでしょう、そがん毎日くるわけじゃなかけん、ちょうど読むともいいと思います。

○議長（下川 安君） 週に1回です。農業関係の情報を得たければこの全国農業新聞に、農業関係者がそういうことを言うんですけども、御協力のほうをよろしくお願いします。申し込みは事務局がやりますのでよろしくお願いします。

このあいだこの表を見させてもらったら、これはちょっと次、総会のときにちょっとお願いせないかなと思いましたがのでよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） ほかに何か。

○推10番（嶋田裕一君） 新聞とっていないんですけど、事務局に行ったらいいですか。

○議長（下川 安君） 事務局のほうに申込書がありますので。

○推10番（嶋田裕一君） その申し込みを一旦全員に配られてはいかがでしょうか。講読するしないは自由で。

○議長（下川 安君） なら事務局のほうでお願いしてよかですか。（「お願いします。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）  
（雑談）

○議長（下川 安君） ほかになければですね、ちょっと事務局のほうから連絡というかお願いがあるということですので、よろしくお願いします。人・農地プランの話し合いというか、研修の話だろうと思いますけどよろしくお願いします。

○事務局（磯野真悟君） 事務局の磯野ですけれども、私のほうからちょっと2点ほど連絡をさせていただきたいと思います。

まず1点目ですが、毎年お願いしています農地利用状況調査なんですけど、8月8日からですね、伊倉小校区から調査を行います。暑い時期にはなるかと思えますけれども、体調管理をしながら調査をお願いしたいと思えますので、よろしくお願いします。

それとあともう1点なんですけど、今度、人・農地プランの話し合いについてなんですけど、前回ですね、令和2年なんですけど、農林水産政策課のほうの主催で1回だけ開催されてですね、そのあとコロナの影響で延期になっていたんですけど、今回8月の5日からまた再開されることになりました。お手持ちの資料があるかと思えますけれども、一覧表、計画表があるかと思えますけれども、これに沿ってですね、やりたいということになります。この表がですね、広報たまなの8月号に掲載されますので、ちょっと通知が遅れるかと思えますけれども、これも行います。それと内容につきましてはですね、後日農林水産政策課のほうからですね、案内がありますので、それで確認をお願いしたいと思います。10年後の地域計画の事案とかですね、そうしたことになりますので、できるだけですね、農業の後継者の方とかですね、若い方とか、やる気のある方にですね、参加を促すようにお声がけをしていただきたいと思います。この参加がですね、お声がけをした分はですね、活動記録の6番の人・農地プランの話し合い、農地利用改善団体の支援活動等にカウントされますので、1日1回でも、1回行ったらですね、1回分の活動にカウントされま

すので、できるだけ声かけとかですね、していただきたいと思います。

以上になりますのでよろしくお願いいたします。

○5番（坂本正敏君） すみません、これ私たちが取りまとめせなんとですか。

○事務局（磯野真悟君） いや、ただありますよということですね。（「通知渡し」と呼ぶ者あり）通知はですね、また農林水産政策課のほうから通知は行くかと思えます。

○5番（坂本正敏君） ちょっとこの資料を見たら、私、大浜ですけど、大浜の者は文化センターには行かんばいた。（「そんなふうになっているんですね」と呼ぶ者あり）横島公民館ならよかとばってん。

○事務局次長（宮本真由美君） すみません。この人・農地プランの主導は農林水産政策課なんですね。本来農林水産政策課から来てもらってこのようなお話をすればよかったですけど、農業委員会で説明をお願いしますということで、それで磯野が代わって説明をしているんですけども、この内容についてのお尋ねは、農林水産政策課をお願いします。中身の組み立てまでは分かりません。すみません。

-----○-----

## 7. 閉 会

○議長（下川 安君） 何もなければ、これで令和4年第7回農業委員会総会を閉会したいと思います。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これで終わります。

-----○-----

閉 会 午後3時40分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和4年7月5日

玉名市農業委員会会長          下川    安

農   業   委   員                  本田   多美子

農   業   委   員                  岡村   栄一